

鴨川市自主防災組織補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第65号

鴨川市自主防災組織補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市自主防災組織補助金交付要綱（平成24年鴨川市告示第159号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「地域」を「別表に掲げる地域」に改める。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費
1 避難場所等 整備事業	(1) 一時避難場所の整備を図る事業 整地工事、擁壁工事、舗装工事又は防護柵設置工事に係る経費その他市長が必要と認める経費 (2) 防災倉庫の整備を図る事業 防災資機材を格納する倉庫の新設、更新、移設又は修繕に係る経費 (3) 避難経路の整備を図る事業 整地工事、擁壁工事、舗装工事、手すり設置工事、防護柵設置工事又は障害物撤去工事に係る経費その他市長が必要と認める経費
2 防災備品・ 防災備蓄品購 入事業	(1) 救出救助用具類 発電機、投光機、懐中電灯（ライト）、コードリール、バール、ジャッキ、ノコギリ、スコップ、つるはし、ハンマー、斧、チェーンソー、土のう袋、担架、リヤカー、台車、車椅子、防災用テント、防災用マット、救急セット、AED（自動体外式除細動器）、無線機器その他市長が必要と認めるもの (2) 避難生活用具類 簡易トイレ、災害時備蓄食糧、災害時備蓄飲料、備蓄医療品、間仕切りダンボール、災害時真空パック毛布、携帯コンロ、携帯燃料、メガホン、ラジオその他市長が必要と認めるもの (3) 安全装備品（感染防護品を含む。） マスク、手袋、消毒液、非接触型体温計、フェイスシールド、雨具、ヘルメット、ライフジャケット、標旗、腕章、大型送風機その他市長が必要と認めるもの

附 則

この告示は、公示の日から施行する。